

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【再転貸（権利移転）】

令和6年10月31日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

県公告

権利項目	手続き項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.2.10 (月)	R7.3.7 (金)	R7.4.9 (水)	R7.5.12 (月)	R7.6.10 (火)	R7.7.9 (水)	R7.8.6 (水)	R7.9.4 (木)	R7.10.7 (火)	R7.11.4 (火)	R7.12.1 (月)	R7.12.26 (金)
	意見聴取（始期）	機構	R7.2.28 (金)	R7.3.28 (金)	R7.4.30 (水)	R7.5.30 (金)	R7.6.30 (月)	R7.7.30 (水)	R7.8.27 (水)	R7.9.26 (金)	R7.10.28 (火)	R7.11.25 (火)	R7.12.19 (金)	R8.1.23 (金)
	意見聴取（終期）	機構	R7.3.7 (金)	R7.4.4 (金)	R7.5.7 (水)	R7.6.6 (金)	R7.7.7 (月)	R7.8.6 (水)	R7.9.3 (水)	R7.10.3 (金)	R7.11.4 (火)	R7.12.2 (火)	R7.12.26 (金)	R8.1.30 (金)
	促進計画認可申請	機構 → 県	R7.3.17 (月)	R7.4.14 (月)	R7.5.15 (木)	R7.6.16 (月)	R7.7.15 (火)	R7.8.15 (金)	R7.9.11 (木)	R7.10.14 (火)	R7.11.12 (水)	R7.12.10 (水)	R8.1.13 (火)	R8.2.9 (月)
	認可・公告（見込み）	県	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.24 (火)	R7.7.25 (金)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.24 (金)	R7.11.25 (火)	R7.12.23 (火)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)	R8.3.24 (火)
権利の設定期間（案）	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.28 (水)	R7.6.25 (水)	R7.7.26 (土)	R7.8.27 (水)	R7.9.27 (土)	R7.10.25 (土)	R7.11.26 (水)	R7.12.24 (水)	R8.1.28 (水)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	終 期		既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期						

市町村公告（権限移譲）

権利項目	手続き項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.3.5 (水)	R7.4.1 (火)	R7.5.2 (金)	R7.6.5 (木)	R7.7.3 (木)	R7.8.5 (火)	R7.9.3 (水)	R7.10.2 (木)	R7.11.4 (火)	R7.11.28 (金)	R8.1.5 (月)	R8.2.2 (月)
	意見聴取（始期）	機構	R7.3.26 (水)	R7.4.21 (月)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.24 (木)	R7.8.26 (火)	R7.9.25 (木)	R7.10.23 (木)	R7.11.25 (火)	R7.12.18 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.23 (月)
	意見聴取（終期）	機構	R7.4.2 (水)	R7.4.28 (月)	R7.6.2 (月)	R7.7.2 (水)	R7.7.31 (木)	R7.9.2 (火)	R7.10.2 (木)	R7.10.30 (木)	R7.12.2 (火)	R7.12.25 (木)	R8.2.2 (月)	R8.3.2 (月)
	促進計画認可申請	機構 → 市町村	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.10.10 (金)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)	R8.3.10 (火)
	促進計画の公告	市町村	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
権利の設定期間（案）	始 期	促進計画	R7.4.26 (土)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.26 (土)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.28 (火)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.26 (木)	R8.3.26 (木)
	終 期		既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期	既存契約の終期						

○注意事項

- ・この事務スケジュールは作成日時時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- ・期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- ・賃借料の精算は、借受希望者が6月末（6月農委総会）までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受希望者が借受けた場合は翌年の精算となります。なお、合意解約等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の手続きは翌年の精算となります。